

建設水道常任委員会

平成21年6月10日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎浦野 圭司	○紀 良治	宮崎 和彦
中川 靖広	里川宜志子	木田 守彦
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	総務部長	池田 善紀
都市建設部長	清水 建也	建設課長	加藤 保幸
同課長補佐	角井 敏文	観光産業課長	川端 伸和
同課長補佐	井上 究	都市整備課長	藤川 岳志
都市整備課参事	今西 弘至	同課長補佐	井上 貴至
上下水道部長	谷口 裕司	上水道課長	清水 孝悦
下水道課長	上田 俊雄		

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同係長	安藤 容子
--------	-------	-----	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 中川委員、里川委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。初めに町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、中川委員、里川委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願います。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

（1）議案第19号、斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。藤川都市整備課長。

都市整備 それでは、まず付託議案（1）議案第19号、斑鳩町附属機関設置条例
課長 の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

まず議案書を朗読させていただきたいと思えます。

（ 議案書朗読 ）

都市整備 具体的には、要旨をご覧いただきたいと思います。
課長

（ 要旨朗読 ）

都市整備 以上、斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例についての説明と
課長 させていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。
里川委員。

里川委員 前回の委員会では、策定委員の中にも環境問題など配慮されたいと、委員の選出におかれてはね、そういうことも申し上げてきたんですが、それプラスですね、こういう策定委員会を設けて、事務局はもちろん、今説明あったように都市整備課が事務局として運営されると思うんですけども、これを結局策定する中において、庁舎内での各課などの意見を聞くというようなことについては、町としてはどんなふうなやり方をしようというふうに考えておられるのかは、ちょっと聞いておきたいなと思います。

都市整備課長 今、ご指摘いただいていますように、今回の都市計画マスタープランは都市整備課が事務局となるわけですが、まちづくり全般に関わることでございますので、庁舎内では、今後、庁内調整会議というのを設けまして、各必要な担当課から出席をいただいて、種々の施策なり、事務的なところにつきましても調整をしながら、策定委員会のほうに上げていきたいというふうに考えております。

里川委員 当然だろうと思います。そういうふうにきちっとやっていっていただきたい。と申しますのも、私は建水とともに、厚生常任委員会にも所属しているんですが、厚生委員会でも今後、自治会連合会からの要望も受けまして、ポイ捨て条例などの研究をしながら、自分達でも条例を、委員会として提案していけたら、していきたいという形で勉強会を進めさせていただいているような状況もございます。そういうような中でいろんなことを連携して、いいものを作っていただきたいということを感じておりますので、きちっと庁内の組織の連携というものをやっていただけたらと思います。以上です。

委員長 他にございませんか。 木田委員。

木田委員 附属機関のなかに斑鳩町景観計画策定委員会というのをつくられるいうことなんですけれども。そのなかにですね、今委員もおっしゃいましたように、環境も兼ねたね、景観だけやなしに、環境も兼ねた、そういう委員会の中で審議をしてもらいたいということをお願いしときたい思うんですけれども。それはともに景観の中でいっしょにやってもらえるのかどうかね。やっぱり環境対策委員会かなんか、そっちのほうでされるということやなしに、それも兼ねて、その中でですね、やっぱり景観を保全保持するためにはやはり環境がまず整備。そして保持されていかな、景観は保たれへんと思うからね、それも同時に組み込んでもらいたいと思いますけれども、どうですやろかな。

都市整備課長 今、木田委員ご指摘をいただいておりますように、前回、環境面といったところでお話もいただいております。今年度、昨年度からですが、斑鳩町では総合計画、それから都市計画マスタープランの見直しも進めているところでございます。と、あわせて景観計画の策定ということで、それぞれいろいろな検討委員会等、審議会等ございます。この景観計画につきましては、当然そういった総合計画、あるいは都市計画マスタープランと連携をとりながらですね、主に景観の部分につきましてはの策定していきたいと思っておりますので。都市計画マスタープラン等、総合計画におきましても、そういった環境という面は当然配慮されていくこととなりますので、そこらとも連携をとりながら、主に景観ということを主眼をおいて策定してまいりたいと考えてございます。

委員長 他にございますか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決す

ることに異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第19号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第29号 平成21年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その1)について理事者の説明を求めます。上田下水道課長。

下水道課長 議案第29号、平成21年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その1)の説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

下水道課長 それでは、3枚目に添付いたしております付近見取り図をご覧くださいませでしょうか。神南3丁目地内の油屋橋北詰めの町道503号線を起点といたしまして赤色で着色しております路線を大和川堤防道路の歩道部まで施工する工事で路線延長といたしまして約429mでございます。

工事概要といたしましては、管内径25cmのヒューム管による推進工事を約272m、管内径20cmの塩ビ管による開削工事を約342m施工する予定でございます。

去る、5月19日に郵便による指名競争入札を行った結果、最低応札者につきましては低入札調査基準価格を下回っておりましたことから低入札価格調査を実施いたしました。その調査の内容といたしましては、低入札価格調査制度の取扱いに基づき、調査の実施項目ごとに資料の確認をし、5月25日に事情聴取を行いました。当日、業者側より機動建設工業株式会社奈良営業所 所長、関西支部営業部 課長補佐及び関西支部土木部 工事課長が出席し、執行側といたしまして企画財政課長及び課長補

佐、下水道課長、下水道課工務係長により聞き取り調査を実施いたしました。

まず、積算関係につきましては、業者から提出されました積算金額と町の設計価格を比較し、大きく下回る工事種目について確認をいたしました。特に、推進工と諸経費について差が大きく見受けられたことから重点的に聞き取り確認をいたしました。その結果、推進工事につきましては、会社の得意分野とされており施工実績も豊富なことから、供給実績のある協力業者からの見積りにより設定された価格であることを確認し、施工体制及び安全性、品質の確保についても実績のある協力業者で推進工事の実施されることを確認いたしました。また諸経費につきましては、安全費、役務費、運搬費などの積み上げ経費分は設計価格が確保されており、特に安全費では設計価格以上の費用が計上されていることを確認しております。工事の実施にあたり問題ないものと判断いたしました。聞き取りによりましては、社内経費については、十分検討を重ね経費削減に努める中で、現場対応が可能であると判断し価格を決定したことも確認いたしております。次に、契約対象工事付近における手持ち工事の状況、関連する手持ち工事の状況、事業所、倉庫等の地理的条件、手持ち資材の状況、資材購入先の状況、手持ち機械数の状況、労務者の具体的供給見通し、過去に施工した同種の公共工事の状況、経営内容などにつきましても入札執行部局とともに調査をいたしており、特に問題ないと確認いたしております。

以上より適正に履行がなされると認め、奈良県香芝市尼寺2丁目5番5号10A 機動建設工業株式会社奈良営業所 所長 篠原徹と1億3,524万円で工事請負契約締結の議決をお願いするものでございます。

工事期間につきましては、議決後271日、平成22年3月19日を予定いたしております。

最後に、町といたしましては、発注後の現場の監視につきまして、施工計画書、施工体制台帳、実際の施工状況等を、今回聞き取り調査した内容と相違していないか、また適時、重点管理ができていないか、協力業者に対する対応や管理状況の確認をすると同時に安全管理、品質管理、工程管理等の実態把握に努めてまいります。

以上、議案第29号、平成21年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、何卒、原案どおりご承認いただけますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 中川委員。

中川委員 この請負契約の締結についてということではないのですが、これまでに低入札価格の調査、もう3度、4度とされてますが、この前の耐震補強のあれも結果的にそういうことになったと思うんですが。低入札価格以下で入札されても、調査をして問題ないということは、低入札価格を定めている意味がないのではないのかなという感じがしますが、その点について町としてはどのようにお考えになっているかお尋ねをしておきたいと思えます。

総務部長 低入札価格につきましては、当初につきましては設けておりませんでした。そうしたなかで、低い価格で入札が、相当全国的に発生してまいりました。そうしたなかで、町のほうもやはり一定の基準を設けて、それ以下のものについては、一定の調査を行って、確実に事業が執行できるという担保というか、調査を事前に行って、その竣工が完全に履行できるように確保したいということで、それを設けたわけであります。

中川委員 あまりな極端な価格で落札されて、工事に、言い方は語弊がありますが、手抜き工事をされないためにという価格を設けておられると思うのですが、それ以下の価格でも適正に施工できるという判断をされているのであれば、低入札価格の意味がないのかなという感じがしますが。

総務部長 説明不足でしたけれども、例えば国土交通省のほうで、年間相当されました。そのときにこの低入札調査価格を設定しておらないで、例えば相当低い価格でとるだけとって、契約をしないという事例が発生したわけなん

ですわ。国土交通省、県関係で。というのは、入札が出た段階で取るだけ取ろうという業者がね、取ったという事例があるんですわ。そうしたらね、半分以上は、例えば、契約はするわ、契約はしないという事例が発生しましたので、それではいけないということで一定の調査価格を設けて、その段階で調査をしようということで、この価格を設定したわけでありまして、そこらをご理解いただきたいと思います。

中川委員　　今、またちょっと部長の答弁を聞いて、他の件で疑問に思いましてんけれども。とりあえず入札で取るだけ取って、契約しないで。業者に何のメリットあるんですか。これは国のことやし、言わはるさかい町は関係ないねやろけど。入札はとっというて契約はしないって。

総務部長　　例えば3つとってね、2つだけ契約する場合がありますわ、国の場合。そういう事例が発生したんですわ。というのは、景気がとことん悪くなって民間企業からの発注がない場合でしたら、どうしても公共工事に頼ってきますんで、そういう事例が発生してまいりました。そのときに、こういう低入札調査価格制度というのがまた全国的に広がってきたわけでありまして、斑鳩町でもこういう制度を取り入れたわけでありまして。

中川委員　　初めの質問にもどりますけどね、低入札価格を割ってでも、適正に施工できるということですから、低入札価格の価格が誤りやいうことでいいんですか。

総務部長　　そうではないです。予定価格自体が適正な価格になってまいります、予定価格が。そのなかで、業者間、そのときのいろんな需要と供給の関係があります。また社会経済状況の変化によってもその価格というのは相当違ってまいりますし、それぞれの入札の物件によって、一件一件入札やっておりますので、それぞれによって条件は変わってくると思うんです。そのなかでもやはり一定の担保を、公共としては行っていくべきであろうということで、この調査を取り入れているわけでありまして。

中川委員 私しつこく言うねけど、これはね、きちんとした設計どおりの施工して
いただいて、後にですね、何の問題もないように、それだけの調査をきち
んとできてんのかなという、施工した後に何か問題が生じることがあつて
はならないということから質問させていただいておりますので。そういう
低入札で安いに越したことはありませんが、将来的に問題が起こらないよ
うにしていきたい、それだけお願いしておきたいと思います。

下水道課 今回の低入札調査につきましては、応札業者から見積書の提出を受け
長 て、その見積もりと協力業者の見積もりを踏まえて、調査いたしております。
その金額の中で、工種に当然差が出てまいりますけれども、全然違う
金額が入っていたり、もしくは、さきほども説明いたしましたとおり安全
費が削られているようであった場合、当然、ダンピング、協力業者にしわ
よせがいつて、これは不当な契約になってしまうと町も判断いたしますこ
とから、この調査を実施し、また現在、書類のみの調査をいたしますが、
今後工事を実施する中で、その状況も踏まえながら、一時工事の停止もあ
るかもわかりません、監督するなかで。そういったことも踏まえて、最後
まで適切に履行できるように町も確認したいと考えております。

中川委員 最後まできちんとした管理、監督をしていただくようお願いしておきま
す。

委員長 里川委員。

里川委員 一点だけお願いなんですけども。もちろん入札の結果というのは私たち
も知っているわけなんです。まあ自分で計算すればいいのかもわからない
なんですけども、ここで万が一間違いとかあったらいけませんので、議会の中
でもこの公共下水について特に落札率についておっしゃる議員さんも
おられることから、説明の時にでも、この件については落札率は何パーセ
ントだったかというようなことも、併せて説明の中に入れていただけた

ら、我々としてもきちっと認識していく。まあ自分で計算すればいいのかと言われれば、そうかもわからないですが、やはり説明の中できっちりやっていっていただくほうがよいのではないかというふうに思いますので、今度からできたらそういう形で、落札率についてもご報告いただけたらありがたいと思います。今回についてきちっとお尋ねしておきたいと思えます。

下水道課 今回の落札率でございますが83.1%ということになっております。
長 今後、落札率についてもご説明のなかに入りたいと思えます。

里川委員 ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思えます。
それと今83.1ということだったんですけれども、低入札調査基準価格ていうのと失格基準価格ていうのを設けられているが、これはもともとの予定価格に対してどの程度、それをまた事前には予定価格のみの公表をしておられるのかということなどもあわせてお尋ねをしておきたいなと思えます。

下水道課 失格基準価格につきましては、低入札調査基準価格につきましても、各
長 工事の直接工事費、共通仮設費、現場管理費から率で求められた数字でございます。だから各工事についてパーセントは違いますけれども、今回の失格基準価格については、予定価格の約70%ぐらいであるということでございます。

里川委員 そうしたら、工事の見積もりを上げていく中での、それぞれの項目によって多少率が違うので、一概には言えないということと。それと、指名をかけるときに予定価格のみ公表されているのですね。

下水道課 公表につきましては低入札予定価格のみ公表を行っております。

長
委員長 他によろしいですか。

(な し)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第29号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第30号 平成21年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その2)について、理事者の説明を求めます。上田下水道課長。

下水道課
長

議案第30号、平成21年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その2)の説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

それでは、3枚目に添付いたしております付近見取り図をご覧くださいませでしょうか。神南3丁目地内の昭和町自治会館前を起点とし赤色で着色しております路線、昭和町自治会館の東側区域の整備を施工する工事で、路線延長といたしまして約676mでございます。

工事概要といたしまして、管内径20cmの塩ビ管による推進工事、約296m、管内径20cmの塩ビ管による開削工事を、約380m施工する予定でございます。

去る、5月19日に郵便による指名競争入札を行った結果、奈良県生駒郡斑鳩町龍田2丁目3番15号、株式会社中谷組、代表取締役、中谷保子

と9,310万350円で工事請負契約締結の議決をお願いするものでございます。工事期間につきましては、議決後271日、平成22年3月19日を予定いたしております。

なお、工事の落札率でございますが、84.4%でございます。

本工事につきましては、低入札調査基準価格を下回っていないものの同価格で落札されましたことから、落札業者から提出されました工事費内訳書と町の設計価格を比較し確認いたしております。

その中では、町の価格と大きく異なる工種はなく、諸経費のうち一般管理費で大きく縮減されており、経費削減に努められ落札価格を設定されたものと考えております。落札業者は斑鳩町の下水道工事实績が十分に信頼性も高いことから、問題がないと町では判断いたしております。

しかし、町といたしましては、低入札調査価格を下回った工事と同様に、発注後の現場の監視につきまして、施工計画書、施工体制台帳、実際の施工状況等を、確認すると同時に安全管理、品質管理、工程管理等の実態把握に努めてまいりたいと考えております。

以上、議案第30号 平成21年度 斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、何卒、原案どおりご承認いただけますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 よろしいですか。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第30号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、継続審査であります都市基盤整備事業に関することについて審査することにいたします。初めに、①公共下水道事業について、理事者の報告を求めます。 上田下水道課長。

下水道課長

それでは、公共下水道事業に関することについてご説明させていただきます。まず、工事の進捗でございます。

事前委員会で説明いたしました各工事の進捗状況から変わりましたのは、先ほど契約締結案件としてご説明させていただきました議案第29号2工区-3工事及び議案第30号2工区-4工事につきましては、現在仮契約を終えたところでございます。

また、5月19日に入札を執行しました龍田西6丁目地内の1工区-11工事につきまして、現在、工事着手前の打ち合わせ等準備を進めており本年10月9日の完成に向けて進めてまいります。

その他につきましては、事前委員会で報告いたしました状況から特段変化はございません。

次に、平成21年5月末現在の接続に関する状況を説明させていただきます。資料1をご覧ください。供用面積、供戸数等に変更ございません。申請受付件数は1,745件、検査済み件数が1,705件、利用世帯数は1,969世帯となります。融資あっせん利用総数につきましては31件、浄化槽雨水貯留施設転用総数が20件でございます。

なお、接続率は53.6%となっております。今後も、公共下水道の整備拡大及び利用促進に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、公共下水道事業に関する説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員。

里川委員 接続率についてもご報告いただきまして、ありがとうございます。この資料の4番目にあります浄化槽雨水貯留施設の件数が動いていないということで、前も他の委員さんのほうからもこれについて意見があったんですけれども。そんなんしょうかなと思われても位置によってなかなか難しい場合とかいろいろあるように、先日もご説明をされてたと思うんですけれども。それはあることはわかるんですけれども、相対的にですね、この接続されるとなったときに、これを利用したいと思われる、あくかあかんかは別として、これを利用したいと思っていただくような町民さんの傾向ですね、どの程度の方がこれについて関心をもっていたいけているのか、それとまた、それについて町もまたできるだけお勧めして、業者のほうにそういう指導もしていただけているのか、ていうところへんまでちょっと気になる点もあるんです。できるだけ有効利用をしていっていただけたらという思いも強いものですから。町民さんの意識ということもそのへんでよくわかるのかなということも思いますのでね。担当でつかんでおられる状況がございましたら、教えていただけたらと思います。

下水道課長 浄化槽雨水貯留施設転用につきましては、町も住民さんのほうにご案内もしくはご説明をさせていただいているところでございます。公共下水道の説明会におきましては、やはり住民さんの聞きたいところは、まず指定工事店はどこがいいのかという1点と、もうひとつ、やはり浄化槽は後どうするのという問い合わせが非常に多くあります。そのなかで、やはり町としましては、この浄化槽を雨水転用に換えてくださいと説明はさせていただいておりますし、説明会的时候には、やはりいい方法やなど、散水も助かるし節水に助かるわという声も非常に多くございます。ただし、事前委員会でもご説明させていただきましたように、指定工事店が現地を見て確認するなかで、配管の経路等によって断念されておられるケースが多いと町も感じております。ただ今後も、この雨水貯留の制度につきましては、住民さんに勧めてまいりたいと考えております。

委員長 他にございますか。 中川委員。

中川委員 地区によったら、その住宅住宅での集中浄化槽お持ちのところありますよね、各自治会、住宅でね。それを下水につないだ、接続する時の、町道敷きに埋設、集中浄化槽が町道敷きに埋設されているところに関して、どこまでの復旧っていうのと、町と地元との責任っていうんか、割合ね。ここまでは地元でしてください、ここからは町がしますっていうのは定めておられるのかどうかお尋ねしておきたいと思います。

建設課長 町道敷きのことは建設課のほうから答えさせていただきますけども、今、町道下に浄化槽を設置されてる地域、例えば錦ヶ丘もそうでしたけれども、占用されておまして、開発時に町道下に集中浄化槽を設置されたわけで、錦ヶ丘の場合には当初その浄化槽を撤去してもらって、それでまた埋め戻ししてもらって、復旧という形で積算させていただいたら、かなりのかなりの額がでてきまして。それで、できるだけ地元の負担を少なくといったことも踏まえて浄化槽の中の器具とか、そういった部分は撤去してもらいますけれども、そこに砂とか、それから管についてはコンクリートで埋めてしまって、あと舗装していくという形でいくと、かなり地元負担というのは軽減されますし、道路の通行量も安全を確保できるという判断からそういった対応を今まで現実にさせてきていただいていたということでございます。ただそういった基準が設けてあるのか、ないのかということについては、ケースバイケースで対応させていただいております。これやという取り決めなどはまだやっておりません。

中川委員 その地元が悪いっていうわけではないんですけどね。片やマンホールまでとってアスファルトして、道路の形状に戻してるっていうところもあったら、片方ではマンホール残ったままやと。これ地元の方がおっしゃったんですが、うちはマンホール残したまんまやと、砂を簡単に入れて終わっていると地元の方がおっしゃるんで。そこらね、町として監督っていうんですか、これでオッケーですとかいうのは、検査までいきませんが、これで道路としての安全性の確保できてるんで、これでオッケーやという

などこを、確認してはんのかなという疑問が起きましたんで、今お尋ねしているんですが。それと舗装についても、地元でしてるんですか、町の方でしてるんですか。

建設課長 最終的な舗装については町のほうでやらせていただいております。

下水道課長 現在、集中浄化槽から公共下水道へ接続換えしていただいた自治会につきましては、2自治会ございます。その自治会のうち特に1つの自治会におきましては、自治会と町のほうでその管渠について、当然切り替えたあとには何も流れていないのが普通でございますが、自治会と協力し管渠を点検いたしたところ、雨水の流入がございました。ところが結露ではなくてかなり雨が降ったときに水がくるということでこのままマンホールを埋めて管をしてしまった場合、これ誤接かどこからきてんのか調査、雨のことですので、なかなか調査ができなかった状況でございまして、自治会といたしましても、本来埋めて舗装する予定が、このままでありましたらどこかに影響がでたらだめやという協議をされて、今、雨水管として使用されている施設もございます。そういったことからその地域、地域で自治会も含めまして、対応をしていただいているところでございます。

中川委員 集中浄化槽って、単独とか合併とか、いろいろあると思うんですが、大体トイレからとか炊事場お風呂等の、家の中で使った汚水が浄化槽に入るわけでっしゃろ。そこへ、汚水は下水に接続してんのに、雨水が入るってことはどっからか管に損傷があり、理由はわかりませんよ、入ってくる。極端にいったら、よう土砂と一緒に流れ込んで急に地盤沈下起こしたとかいうような事故もありますやん。そこら雨水かわからへんいうておいといて、大きな事故につながる可能性もあることですからね、きっちり調査してもらったほうがいいんじゃないでしょうか。

下水道課長 その時ですね、各施設につきましてマンホール1つずつ開けまして、確認はいたしたところでございます。ただし自治会のできる範囲といたしま

すと、目視の点検、量がどれだけという形になりまして。まず雨水の流入につきましましては、委員さんおっしゃられるとおり、管と管の継ぎ目、もしくはひび割れ、いろんなことが考えられます。それとともに、誤接、家を改築された時に雨水、もしくはいろんな形のケースでそこに誤って接続されてる集中浄化槽もかなり多い、今、現在集中浄化槽を使っておられる自治会につきましても、いろんな形で協議させていただく中で、雨の日にはやはり水量が増えるといった問題を抱えておられる自治会さんもかなりおられます。また点検業者さんから雨の日になったら警報が鳴るねんといったことも聞いておる中で、やはりこの雨水の流入につきましましては、一概に、町が行ったといたしましても管渠延長かなり長いものですので、点検して、結局は全部もう撤去してしまうしか方法がないのかなということでもありますし、またこの今の2自治会につきましましては、管渠自体が15センチ以内というかなり小さい管渠を使用されておりました関係上、破損の恐れはあるものの、破損についての道路に影響は少ないものと、当時建設課とも協議する中で考えております。また今後、もし道路パトロール等を建設課のほうでする中で、またそういうことが事前に防げるように自治会とも話し合ってきたところでございます。

中川委員 管は15センチかわかりませんが、浄化槽自身は大きいですよ。そこに徐々に徐々に土砂も一緒に流れ込んでですよ、全然離れたところで大きな地盤沈下が起きるっていうことは考えられますよね。町道であっても、民地であっても、そういう事故が起こらないように、町道であれば町に監督責任あるんやからね。そういうことが起こらないようにきちんと処理をしていただきたいということだけをお願いしておきます。

上下水道
部長 補足になりますけども、浄化槽施設等につきましましては、何回も機械の撤去していただきまして土で埋めておられます。ですから槽自体には流入はまずないという状況になります。そして今課長が説明させていただきました話の若干補足になりますけども、そういった雨水槽に転用された自治会につきましましては、町の職員も手分けして各自治会に入りまして、コンサル

タントも一緒ですけれども、すべて確認して接続の時には指定工事店も確認をして、チェックにチェックを重ねていったということもご理解いただきたいと思います。実際に空家等、遠方にお住いの家については、あえてすぐには接続されておらないというようなところもございましたけども、そこにつきましては連絡をとって、張り紙をしてこっちにお戻りの節には、汚水施設については利用できませんよというような形で周知させていただいた、そうした徹底した形で進めてきたという経緯もご説明させていただきたいと思います。

中川委員 ということは浄化槽は埋められたということやから、町道として復旧されて、その浄化槽の上にはマンホールもなにもないということですね。

下水道課長 2つ自治会がございまして、まぎらわしいんですけども、1つの自治会につきましては道路上に集中浄化槽の施設がございましたので、それは全部撤去して、マンホール等も砂で埋め戻されて舗装されておられます。そしてもう1つの自治会の、雨水が流入すると言ってる自治会につきましては、自治会館等、空地に集中浄化槽の施設がございました関係上、点検して雨の水が入ってきている管渠につきましては、水路につなぎ換えをされたところがございます。だから施設については埋め戻しされて今はございません。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時46分 休憩)

(午前9時50分 休憩)

委員長 再開します。 上田下水道課長。

下水道課長 現在集中浄化槽を使用されておられた地区につきまして、2自治会が完了されております。その2自治会につきましては施設を地元で処置されて

復旧もされておられます。ただし、まだ集中浄化槽地区の中で、公共下水道が使える区域で切り替えの作業を行っておられる途中の地区も今現在5地区ございます。その5地区につきましては、すべてが完了いたしましたら、その施設について、当然、町道内にある施設については担当課と協議し処置を決めてまいりたいと考えております。

中川委員 すいません。よくわかりました。先ほど聞いたどこまでが地元施工でどこまでが町の施工かの答弁どうなってますやろ。

建設課長 先ほど申し上げましたように、その状況に応じて負担については考えていきたいと思っております。

中川委員 地域で持つてはる浄化槽やから、地域のもんやから、地域で埋め戻して、浄化槽は処理するというのはわかりますけども、道路については町のもんやから道路は町ですとか、そういうことを聞いているだけですけどね。アスファルトの復旧は地元関係ないでと、町でしまんねんというのか。

都市建設部長 町道の管理担当ということで説明をさせていただきますけども、先ほどケースバイケースっていう説明が担当課長の方からあったと思うんですけども、原則的にはどんなもんでも同様かと思えますけども、原因者負担という原則がございます中で、そういう町道を掘り起こして傷めるという語弊がありますが、町道を掘り起こしてそういった工事を行った後、舗装を含めてやっていただく原則としては原因者という形になっておるのが現状でございますけれども、その中で例えば町道の舗装計画でありましたり、そういった下水道や上水道の工事が重なったりとか、いろんな事例がございます。そういった状況がその時期にですね、同時期にあるとすれば、住民に求めるんじゃなくて、町であったり、ガス業者であったり、水道であったりという形で舗装復旧も行っているということで、ケースバイケースという説明をさせていただいたということでご理解いただきたいと思えます。

委員長 他に。 木田委員。

木田委員 平成21年5月30日現在で検査完了総数として1,705件ということなんですけども。これは汚水ますの設置戸数ということですね、その対象総戸数っていうんですか、やはりマンション、ハイツ、アパート等はその中にも含まれておるとお思いますのでね。これからこういう報告される時にはですね、その戸数を、何戸になんのかいうのを書き込んでいただきたいとお思いますねんけど。この件について今どれぐらいの戸数になっているのか。

下水道課長 現在世帯につきましては、利用世帯につきましては1,969世帯となっておりますが、公共汚水ますの設置戸数につきましては、現在供用開始区域の戸数でございますが、3,634件が公共下水道の設置戸数ということでございます。

木田委員 それは何日現在ですか。

下水道課長 この3,634件につきましては、5月30日現在の数字でございます。

委員長 他にございますか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 藤川都市整備課長。

都市整備課長

それでは②都市計画道路の整備促進に関することについて説明させていただきます。前回委員会の後、特に目立った進展はございませんが、若

干状況の報告をさせていただきます。

いかるがパークウェイについてでございますが、稲葉車瀬地区道路改良工事につきまして、前回委員会の5月15日の当日の夜でございましたけれども、稲葉車瀬自治会におきまして工事説明会を開催されまして、出席いただいた皆様方に工事の概要を報告をされ、協力をお願いされたところでございます。6月からは本格的に現地での工事着手がなされております。また、工事区間の内で、現在稲作の準備をなされているところでございますことから、特に地域の用排水の計画については協議が急がれている区間でございます。現地におきまして隣接の地権者の方々や地元水利組合の方々との施工計画について協議をされまして、ご理解を賜ったところでございます。今後も、工事の進捗に従いまして隣接の地権者の方々や水利組合の方々との施工調整が進められることとなっております。また、工事期間中の一般の通行及び通学路の通行の方々につきましても、交通安全については十分に対策を講じて進めることとされております。

なお、岩瀬橋下部の工事でございますけれども、平成19年秋から実施されてきましたが、6月3日に国の完了検査が行われまして工事を終了されたということを報告をさせていただきたいと思っております。

その他、特に進展ございませんので、以上で、都市計画道路の整備促進に関することについての報告とさせていただきたいと思っております、

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
里川委員。

里川委員 今の説明についてではないんですが、ちょっとパークウェイのモデル区間で供用開始になっている部分、あれは出来上がった時にさっそく夜通った時にですね、あそこの外灯がすごくたくさん点いてて、だーっと並んで、なんか明るいのはいいんですけど、すごくもったいないような気がして担当の方に行って、電気代とか管理する費用っていうのはどこが持つんだと。まあこういう時代ですのでね、あれはあまりにももったいなすぎるというような意見も申し上げて、点灯するのを少なくしていただいて、飛び

飛びにね、点灯していただくというようなこともやっていただいた経過もあるんです。その後ですね、そういった意見なども踏まえて、次の工事なんかもね、進めていっていただくような形を考えていただいているのか、それと管理、パークウェイのところの管理について町がね、どの程度費用かかるのかっていうことなんかもね、非常に我々としては重要な問題だなと。造るわ、費用こんだけ町出せとか、今県がね、特に国の直轄事業なんかで都道府県が持たされている金額がえらい大きいと。こんなまでも出されんのかというような問題もあることから、やはり、国がやるといっても、私たち町の財政というものについては我々町会議員もね、これチェックしていかないといけない立場です。やっぱりもったいないことについては避けてもらいたいことですし、その辺も慎重にきちっと国と協議される時にやっておられるのかどうかとか、というような問題もね、ちょっとこの際ですのね、聞いておきたいなと思うんですが。

都市整備
課長

ただ今委員ご指摘いただきましたモデル区間の街灯、議員もおっしゃっていただいた、歩道に設置しておりましたフットライトでございます。当時かなりの灯数がありまして、やはり眩しいであったり不経済だといったご意見をいただいております。その中でいったん半分に間引いて点灯をしていたという時期がございました。その後、アンケート等いろいろいただく中で、パークウェイ推進協議会の中からのご意見をいただきまして、西側におきましてはですね、逆に半減をすることによって、今まで人通りがなかったところに人が通るようになっていっているので、ここでまた暗くなると犯罪を、まあ泥棒が入られたとかですね、そういったこともございまして、逆に地域の自治会からはもっと明るくせえといったご意見もいただきました。今現在通っていただきますと、モデル区間の西側半分につきましては全点灯でございまして、東側の農地部分につきましては半分点灯となっているのが現状でございます。現在のところそういった状況で照明のほうはなされておまして、今のところ特に苦情等をいただいている状況ではございません。この道路の管理費用ということでございますけれども、これは当然、国道ということで、国道の方がすべての管理費用を負担

をしております。なお、清掃等につきましては斑鳩町の桂の会というボランティアのほうで月に2回程度、供用開始以降ですね、皆さん出っていて清掃をやっていただいていると。こういうことにつきましては国の方が一定のフォローもしながら、やらせていただいているという状況でございまして、基本的には町の費用負担はなしとなっております。稲葉車瀬区間におきまして同じような形で照明等やっているわけですが、まず基本的には設置はしていきますけれども状況によりまして、いろいろご意見を伺いながら対応させていただくということになってございますので、ご理解を賜りたいと思います。

委員長 他にございませんか。 木田委員。

木田委員 あの道路については以前のなんでは高架っていうんですか、そういう設計屋さんが今現在平面交差ということですね、その点においてですね、信号設置っていうんですか、そういう稲葉とのなについてですね、農協前の道路といかるがパークウェイの交差部分とが、また東に延びてきても西に延びていっても、そういう町道と交差する場所がかなり出てくると思いますねんけども。その設置についてはですね、道路は供用開始されると同時にそういう信号設置になんのかですね、それか、また日にちを置いてですね、設置されるんか、その優先道路つちゅう関係からしたらですね、今国道や言っってはったら、やっぱり町道より国道のほうが優先するというふうに考えられますねんけども。そしたら町道のほうで一旦停止するとかそういう処置をとられると思いますねんけども。とにかく供用開始になれば信号は設置してもらえるのかどうかですね、やっぱり安全面においてですね、それを利用される方も増えてくると思いますねんけど、その点についてどういうふうな関係になっておるんか聞かせていただきたいと思います。

町長 今、木田委員のご質問の中でですね、こういう国道とか、あるいはそういう関係等については、やはり地元の西和警察、公安委員会等のですね、

やっぱり道路の関係については、今の仮に三室の交差点の関係等についての信号機、あるいは取り付けの関係等については、整理をしながらという形で車の流れっていうのか、事故が起こらないかということ絶えず調査しながら計画を立ててですね、奈良国道事務所と相談されて、できる限りそういうふうに我々としてはそういうご要望をしていきたい。ただまあ奈良県の公安委員会っていうのは信号設置についてはかなりやっぱり厳しいものでございまして、今現在、小吉田の信号機等についてもあれはまだ完成していない、一部供用開始したということで、公安委員会行きますと、その部分だけはランクを上を上げると、しかし現実には決まっているんですという話をしたら、それはもう我々としても年間何基しかできない、その中でも特にそういう京奈和道とかそういう上位道路の関係等について協議されると。今もやかましくおっしゃっている万代の前のですね、西興留の関係等については一応条件を出されている。5.5mの拡幅をしたら信号をつけてやろうという条件設定をされて、それがうまくいかなかったら流れてしまいますから。そういう努力も地元でしていかなかったら、これからいけませんし。小吉田の関係は、今、西和警察、公安委員会としては重点項目としてはあげていただいています。できるだけこういった関係等については、事故が起こるといことは言われていますから。木田委員がおっしゃってるパークウェイ等については当然事前に調査をし、そして国道事務所と詰めをしながら、最終的に地元説明をされると思います。

委員長 他にございますか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、③JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 今西都市整備課参事。

都市整備 それではJR法隆寺駅周辺整備事業に関することについてでございま

課参事 す。前回の委員会以後の進捗状況について、今回特に報告させて頂く内容はございませんが、駅南側の2号線の関係では来月7月ですけれども上旬に市街地部分の関係自治会を対象といたしまして計画の概要の説明会を開催させていただき予定をいたしておりまして、現在準備を進めているところでございます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員。

里川委員 JR法隆寺駅周辺の関係につきましてはね、前にも同僚議員も一般質問されておったんですけども。一方通行の線路の北側の道ですね、一方通行の問題なんです。あれはたいてい一方通行にした時でも自転車歩行者プラス原動機付自転車ぐらいはいいというようなことになっているようなところも比較的多いんですけどもね。やはり住民の、町民さんの利便性から見ても、我々でもバイクで斑鳩町内走りまわった時に、今まで本当に逆の方向で入って通らせてもらっていた道ですのでね、地元のほうでもそういう声があがっているのは実際多いんだろうかなということも思っているんですが、あの時一般質問でご答弁されているのを聞いた時にも、非常に厳しいご答弁だったかなというふうに思っているんですが、あれはやっぱりどうにもならないのでしょうか。警察との協議の中では再度そういう話っているのはしていただいているのかどうかとか、町の判断っていうのをね、再度確認をさせていただきたいなというふうに思います。

町長 一方通行の関係で、軽も単車とかそういうものまで通行禁止と。供用開始をしてもう2年半ぐらい経ってます。今やっぱり事故がないわけですから、そういう点で仮にこれをやかましく言って元に戻して事故があったら、これはやっぱり当然、警察、あるいは行政等が必ず言われます。やはり最初の出発の時に当然、公安委員会、あるいは西和警察がやっぱり調査をしていると思います。そういうことも踏まえて、誰かおっしゃってますようにあれだけの歩道がありますから、単車を止めて押して行かれたらそ

れで十分行けますし、それは便利さに流されたらなんでも一緒に、結局私さえよかったらええということでは私はならないと思います。事故が起こらないからええということで、事故が起こったらこれは言ってますやないかと。こないだも言うてはんのは、警察官もよう立って、取り締りをする。しかしやっぱり取り締りをするということは、やっぱりそのことを守っていかなかったら、事故になった時に警察がなにしてるのと、こうなりますし、われわれとしては公安委員会にも申し上げますけども、やはり公安委員会としては地元警察と十分協議をされた中で進めてますから。できたら供用開始する時にもっとやっぱりやっていかなかったら、もう現実に通禁止っていう大きな看板が上がってますから。私は毎日あれ見るんですけども。しかしやっぱり守られているということによって事故がないんだなと思ってますし、あこで単車がぱっと入ってきて、向こうからも一方通行やから何も別に関係ないと思って来られた時にはやっぱり大きな事故が起こる可能性は大やと私は思いますし。そこらを十分に精査しなかったら、今署名を集めてしてますけども、公安委員会にお願いはしますものの、やっぱり公安委員会の関係等についてやっぱり指導をいただかなかつたら、そう考えています。

委員長 他にありませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に各課報告事項についてを議題といたします。(1)斑鳩町商工まつりについて、理事者の報告を求めます。川端観光産業課長。

観光産業課長 それでは第29回となります、斑鳩町商工まつりの開催について概要ですがご報告させていただきます。毎年恒例となっております斑鳩町商工まつりの開催についてですねんけど、29回目となっております。斑鳩

町商工まつりを来月7月25日土曜日に、いかるがホール及び南中学校東側駐車場で開催される予定となっています。主催者であります斑鳩町商工まつり実行委員会及び斑鳩町商工会青年部の方々によりまして、現在準備作業を行っているところでございます。

現在決まっております開催内容につきましては、地域活性化を合言葉として、地域住民をはじめ出店企業に至るまで、全ての参加者に喜んでいただける「商工まつり」を目指しているとなっています。このことから、一昨年から実施しています、企業PR展、展示パネルでのPR活動などを引き続き行うとともに、大ホールでの今年は桜花昇ぼるさんのトークショーを行います。また花火の打ち上げなど、多種多様のイベントを行い、1日を商工まつりで楽しんでもらうように計画されています。また、恒例となっております「打ち上げ花火」を今年も行うということで、警備体制につきましても、安全対策に万全をつくせるよう、重点課題として取り組んでいると聞いているところでございます。

なお詳細につきましては、7月ごろに決定されていくことになろうかと思われませんが、今後、ポスター・チラシ等が発行されると思われしますので、その際には各議員の方々にお配りしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。また実施に際しましては、各議員の皆様方には、お誘い合わせのうえ参加していただけますようお願い申し上げます。概略ではございますが、第29回斑鳩町商工まつりの開催についてのご報告させていただきます。

委員長 報告が終わりましたので質疑、ご意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 それでは、他に理事者の方から報告しておくことはありませんか。

(な し)

委員長

以上、各課報告事項については、報告を受けたということで終わります。
次に、その他について、各委員から質疑意見等ありましたらお受けしてまいりたいと思いますが。 里川委員。

里川委員

最近、うちの近所でアライグマの捕物帳があったわけなんですけれども。その時にね、小さい子どものアライグマが4匹おって、3匹捕獲なんとかしていただいて、最初言ってこられた方は環境衛生課、環境衛生課っておっしゃってましたけども。その後私もその話を聞いて調べましたら、担当の方が観光産業課の担当であるという形をお聞きして、当日についても環境対策課から連絡があって、観光産業課のほうで対応していただいたという話も聞いておりますが、そのうちの近所で3匹捕獲される前にも2匹捕獲されていると。その4匹のうち3匹捕獲したけど1匹は逃げたというようなこととかなんですが。聞いててね、えーってちょっと私もびっくりしたんです、アライグマというのが。今年の4月から県のほうの条例も改正されまして、上位法が変わったのかどうかわかりませんが、アライグマの方も有害鳥獣の中に入れられたということも聞いておりますが。現状、担当の方からね、斑鳩町でもどんな状況になっているのか、アライグマっていったら爪がすごく鋭くて恐いと、割合どう猛なところもあるということを知っている中で、これから子どもさん達なんか早く帰って来られたり、夏休みになったりとかいう中で、子どもさんだけじゃないですけども、お年よりでも私たちもですが、やっぱり怪我したり被害受けるってというような心配がないのかどうか。またその目撃情報なんかも得たらそれに対して捕獲っていうのはどうなっていくのか。そのへん、やっぱりどうしても田んぼとか、たぶん食べ物探して来るんでしょうね、田んぼとか畑とか食べ物のたくさんあるところに出没してるんじゃないかなと思うんですが。それらも含めましてね、担当課で現状つかんでおられるところがあつたら私としてはきちっと聞いておきたいし、対策についてもぜひお願いしたいという思いで質問させていただいてます。

観光産業

今、ご質問のアライグマの状況ですねんけど、順番に説明させていただ

課長

きますと、アライグマはもともと北米の原産で、もともと日本には生息していませんでした。近年ペットで輸入されて飼われたアライグマが逃げたと。要は、アライグマは人間には慣れない性格ということは聞いておりますんで、そういう野生化、逃亡もしくは逃がしてしまうという状況では野生化するようになったと。まあ気候も日本がちょうどマッチしているというような状況で、爆発的に増えているという状況です。奈良県では金剛葛城山付近を中心に発見が始まりまして、斑鳩町におきましても昨年の9月のほうで、当初は稲葉の方で見かけたという状況で。まあ、アライグマはたぬきとよく似てますが、ちょっと大きくてしっぽにしま模様があります。たぬきはありません。それから前の手ですね、の部分が指が長いということですんで、そういう農家の方は間違えないと思いますけども、発見されました。そのころから町としても担当課としても対策について準備を始めまして、捕獲につきましては今年の4月、かごで捕獲をはじめております。なかなか捕まるもんでなくて、最近、法隆寺の夢殿の南側の空地で2匹捕獲いたしました。そういう状況です。斑鳩町での処理の方法についてご説明申し上げますが、町のほうとしては、鳥獣の保護及び狩猟の適性化に関する法律第9条第2項の規定によって、従来から捕獲、今まで担当課では有害鳥獣ということでやっておりました。今まではドバト・キジバト・カラス・ヒヨドリ・ムクドリ・スズメという感じの鳥類だけでしたが、一応昨年の9月からアライグマを追加しまして、もうひとつイノシシも追加しております。これもイノシシが白石畑のほうで足跡が発見されてますんで、これに対応するためにも現在はイノシシも追加して、農作物の被害が対象ですので、そういうパトロールも機会あるごとにやっている状況です。それで有害鳥獣駆除という立場から捕獲を開始しております。現在まで、小さい子どもも含めて5頭のアライグマを捕獲しております。これの処理につきましては、奈良県が制定した、アライグマ被害対策にかかる措置支援施設運用要領に基づきまして、県の施設により適正に処理しているという状況です。

なお、アライグマが特定外来生物に指定されましたんで、このことにより「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に係り

ます。それによってこれの制限、要は移動制限がかかりますんで、捕っても何にもできないということになりますんで、これの対応のために、「奈良県アライグマ防除実施計画」の確認を、県が農林水産大臣及び環境大臣より確認を受けました。それにより今年度1年の期間ですもんけど、継続されると思いますもんけど、アライグマに関しては規制が除外されたので、それで捕獲固体の移動が可能となって、県への処理施設への運搬が可能となった状況で、今の鳥獣保護とか動物保護の関係が法律がかなり厳しく制定されますんで、その指定されたアライグマ、イノシシとありますもんけど、その2種については特別に処理を、数の調整という意味で今現在行っている状況です。今、現在県からも聞いてますもんけど、アライグマに関しては天敵がありませんので、爆発的に増えますもんけど、唯一の天敵が人間となりますんで、人間を見れば逃げていく、要は近寄ってこないであろうというようなことを申しますんで、ただまあ、この前の小さい子どものアライグマでしたら、あまりかわいいので子どもさんが近寄っていくということもありますんで、そういうことも考えて、これ簡単に周知してええんかどうかも含めましてね、検討していきたいと思います。やみくもに危険ということでしたら、みなさん不安がられますので、そういうこともないような形で周知をしていくことも検討していきたいと思ます。以上です。

里川委員　　できましたら観光産業課は農業委員会の事務局でもありますし、ですから、一定そういう農作物の多いところにやっぱり出没してるのかなと。稲葉車瀬の方で、山のほうで最初見つかって、今、法隆寺の方で5頭捕獲していただいているとか、農業委員会などでもこういう事例があったというような報告もしていただきまして、農家さんからの目撃情報なんかを主に対応していただきたいというふうには思いますので、ぜひ積極的に捕獲ということについても対応のほうをしていただきたいなというふうにお願いしておきたいと思ます。

それと、ちょっとあと聞かせていただきたいんですが。水道事業の会計の決算についての認定はね、予算決算委員会でされますけども、水道の担

当常任委員会としまして、これらの資料見させていただく中で、ちょっと聞きたいことがあるので、お願いしたいと思います。給水人口とか、給水世帯とか書かれておりますけども、これらが料金を払っていただくのに口座振替をしている率ですね、斑鳩町では税金やそれぞれいろんなものを口座振替という形をお願いしてまして、まあそれら一定の率がそれぞれ出て、口座振替というのを促進していこうというようなことでそれまで取り組んでいただいている中で、水道についてはどの程度されているのかということと、それともう一点は下水道工事をやる時に併せて水道の老朽管の更新なんかもやってくださいというようなことでやってきた。この水道の事業会計の決算書いろいろ見てるんですけども、その時に思ったんですけども、下水の工事が行われた時に、同時にやるものについて水道が責任を持つ、けれども下水を通すために水道管を移動させなければならない時の費用も載ってるんですけども、そういう時の事業費っていうのは水道事業会計なのか、それとも公共下水道の方の特別会計でどの程度なんかわかりませんが、何%でも見るのかとかね。そのへんの細かい割合が分からなくて、この水道事業会計についても見させていただく中で、そういう疑問をちょっと持ったものですから、この際担当常任委員会ですので、お尋ねしておきたいなというふうに思います。

上水道課
長

まず口座関係でございますけれども、依頼件数が現在で9,448件でございます。率といたしましては94.8%でございます。それと常に老朽管等の更新事業はさせていただいておりますが、下水道との絡みで引き込み等、いろいろ手続きもございますけれども、老朽管等につきましては水道で行いますけれども、下水道に係ります移設費用につきましては下水道の負担としていただいております。以上でございます。

上下水道
部長

下水道工事に関連します水道移設につきましては、もう少し補足させていただきますと、口径変更かかる場合につきましては、グレードアップする場合には水道負担という形になります。そして昨今、会計検査委員から厳しく指摘されている部分につきましては、減耗処理しているか

どうかという問題がございます。要するに経年使っている部分を減耗して下水道から補償しているのかどうかという問題です。そういった問題も含めて水道負担というのがございますので、決して下水道と関連する部分については水道は全く負担なしで進めるっていう問題ではなく、やはり水道の負担も応分の負担があるということでご理解いただきたいと思えます。そういったことから決算書の中にはそういう数字が表われておるということでございます。

里川委員 おおよそわかったんですけども、もう少し、私も初めて建水に入らせていただきましたので、もう少し自分も勉強、きちっとそういうその辺の計算なんかね、自分で飲み込んでできるようにしていきたいと思えます。それとですね、だいたいは老朽管の更新で鑄鉄管入れるというような形で進めていただけてますねんけども。たまにね塩ビ管から塩ビ管になっている状況もあるんですけども。やはりまだどうなんでしょうね、鑄鉄管と塩ビ管っていうのは更新事業としての割合っていうのはどんな程度になっているのかなあというのが。鑄鉄管が主になってやってるのか、それとも塩ビが主なんか、ちょっとどういう方向でね、そして材質をどう決めてんのかということについて、割合的には更新事業の中では鑄鉄管が主なのかどうか、そういうのがもうひとつよくわからないのでお尋ねしておきたいなという風に思えます。

上下水道
部長 塩ビ管と鑄鉄管、ダクタイルですけども、そういった種類の使い方につきましては、例えば反対に言いますと技術的には、上載荷重、要するに上に車がたくさん通るところなんかにつきましては、やはり構造的には鑄鉄管使うとか。給水の水圧のすごくかかるところについては鑄鉄管を使うとか、そういった形で検討して技術的に振り分けをしておるというものがございます。

里川委員 そして現行では車社会になってきて、どこの道でも結構車通りますのでね。やはり主は鑄鉄管ですかね、公共事業やっていく中で。でも塩ビ管か

ら塩ビ管に換えているところもあるようですのでね。そして塩ビ管と鑄鉄管やったらやっぱり経費的にもかなり違うのかなあというようなことも思うんですが、その辺はどうでしょうか。

上下水道 部長 昨今、材質の技術も進歩いたしまして塩ビ管、鑄鉄管だけにこだわらず、P E 管と言いますポリエチレン管ですね、そういった製品もでております。試行的に平成20年度よりP E 管を利用するようにできるだけ考えて進めておりますけども、実際先ほど説明させていただいたような形で割り振りしております。決して塩ビ管がメインであるとか、ダクタイトがメインであるとかいう形ではないんで、やはりその現場の状況に応じた形で敷設はさせていただいてます。

金額的にはやはりダクタイト管が費用的には高いです。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、継続審査についてお諮りいたします。お手許にお配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをお願いいたします。

その他についても、これをもって終了いたします。

以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時33分 閉会)